

件名	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

【改正の概要】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、同法に基づき本県に派遣された国の関係省庁等の職員に対して、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を支給できるようにするもの

○改正内容

- ・災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）
- ↓
- ・災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）

○支給対象

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された国の機関等の職員

○支給額（災害派遣手当と同額）

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○支給方法（災害派遣手当と同様）

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料支給の例による

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体等が実施する次のような措置

- ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請など、まん延の防止に関する措置
- ・病院その他医療関係機関における医療等の提供体制の確保に関する措置
- ・ワクチン等の緊急物資の輸送要請・指示や食品、燃料などの売渡し要請・収用など国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- ・市町が実施する予防接種への協力